

第5回 JASRAC著作権ゼミナール

著作権教育の実践事例

「授業を使わない著作権教育の実践」

講師：保田 裕彦 氏

山口県山口県立下関工業高等学校教諭

山口県立下関工業高等学校の保田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

きょうは「授業を使わない著作権教育の実践 著作権学習を通じて情報化社会を読み解く力を養う」という実践でお話をさせていただきます。

きょうは高校の先生方もいらっしゃるということで、私どもの取り組みについてまたいろいろなお話を伺えればと思います。

きょうの話の中で重要なポイントが3つあります。

1つは、著作権教育をいかにタイミングよく行うかということです。それから、もう1つは著作権教育、あるいは情報モラル教育を通じて情報化社会を読み解く力をいかにつけるかということ。それと、最後の1つは、保護者責任という視点に立って情報モラル教育を今組み直そうとしています。それを行う上で、保護者に協力なバックアップをいかにすれば行えるかという3つのポイントがあります。

最初に本校の紹介をさせていただきます。

本校は昭和14年設立の山口県を代表する工業高校の1つであります。今年の夏、初めて甲子園に行かせていただきまして、開会式直後の第1試合で残念ながら1回戦突破はできませんでしたが、大変暑い思いをしましたが非常にすばらしい経験をさせていただきました。

それから、私が過去何年間かで発行しましたリーフレットをこういうリーフレットの冊子にしています。これは、丸々そのままきょうの資料の中にJASRACさんのほうから入れていただいております。この中には随分いろんな話題がありまして、いろんな考え方もあろうかと思えます。その中の1つの私の意見を書いたものでありまして、公立学校の公式な見解ではありませんので、その辺を念頭に置いて読んでいただければと思います。

まず最初に、著作権教育を行ったきっかけについてお話をします。

2000年初頭、ブロードバンド時代の幕開けがありました。それで、その当時、著作権という言葉は非常にマイナーな言葉でした。私の中では将来、必ず大きな問題になるという確信がありました。

平成12年に山口県下の高校生がビジネスソフトをCDにコピーして、ネット上で購置者を募って、それを郵送して販売するという事件が起きました。これは、ソフトウェアの会社から莫大な賠償金を請求されたという事件。よくよく考えてみますと、こういうことというのは、あした自分の学校で起きてもし不思議ではないとそのときに思いました。それで、違法コピーの指導を始めたというのが直接のきっかけです。平成13年、2001年、ブロードバンド元年と言われてはいますが、この年に文化庁さんの著作権セミナー、これは鳥取市でありましたけれど、そちらに行かせていただきまして、そこで教わったことを著作権の自習ソフトという形で校内のLANの上に乗せましたが、生徒はおろか、教員の皆さんにも全く見向かれなかった。

今、振り返ってみても非常にかたくておもしろくない、わからない、守りたくないという著作権の三重苦と言っていますけど、まさにそれがそのまま載ったテキストだった

ですね。それで、平成14年にもうちょっと読む気になるものをつくろうということで、こういうリーフレットをつくり始めました。最近つくった2つのものをきょうお配りしていますけれど、ご参考までに読んでいただきたいと思います。

この当時、著作権のことをずっとやっていたりまして、私の中心的な興味の対象もそうでしたんですが、平成17年度に情報モラル等指導サポート事業という研究指定を受けまして、そこで扱う範囲が著作権だけでなく、情報モラル全体に広げてまいりました。アンケートをとりながらリーフレットを発行していたんですが、一部が生徒の手から保護者に渡って保護者に読まれているということがわかっていましたので、平成18年に「親子いいねっ！ニュース」という形で保護者の皆さんにもわかる形に直しました。

当時を振り返って、なぜ、振り向かれなかったのかというのを考えてみますと、私も含めて理解が足りなかったんですけど、当時の著作権とコンピューター、それからブロードバンドというものの将来の関係性というのがイメージできなかつたんだろうと思います。それは、別の意味で今も同じでして、今のインターネットだとか、ウェブ、情報モラルを取り巻くいろんなファクターというのもまだ完全に関係性として全部をとらえられていないんじゃないかと思います。

それから、今学校の著作権教育が置かれている状況ですけれど、教科情報で2単位を教えるということになってはいますが、専門高校は情報技術基礎という科目で1年のときに2単位で大体しています。こういうふうに組み込まれてはいますけれど、教科情報の中で情報モラルというのはその一部分でありますし、さらに著作権教育というのはその中のわずかな部分なんです。

それで、著作権教育を行っていく上で一番困ったのは、まず、タイムリーにできないということです。いろんな社会の問題が起きます。きょうのニュースでも神奈川県で、原因はわかりませんが、11万人の高校生の個人データが流出したということがありました。それから、ウィニーによっていろんな情報が流出をしたという事件が起きますと、すぐそのことを伝えたいんですけど、情報モラルの授業は1年のときに終わってしまいましたとか、そういう場面が大変たくさんあった。

それから、もう1つ、学習は1時間なくても短くていいから、何度も必要だと実感をしました。

以上を考えるとなかなか授業に頼ってられないという結論に達しました。

それから、もう1つ困ったことは、法改正が頻繁にあるということです。このことにつきましては、きょういろんなご講義をいただいていますけれど、昔の著作権法35条ではダウンロード、複製は先生しかできなかったんですけど、それが生徒もできるようになったりとか、いろいろな法改正があります。

それから、文化庁の文化審議会の著作権小委員会の議事録とかをずっと見てみますと、iPodに課金する制度をめぐる議論なんかを見ると、権利団体の利害調整の側面があったりもします。それで、生徒たちはその辺、きれいごとにも非常に敏感で、そういう状況

の中で私がこれが正しいということを言っても意味がないわけです。

それで、正しい結論というのを求めるのではなくて、著作権というのは社会が変わったらどんどん変わっていく、考え方も変わっていくことなんで、社会の変化のプロセスとしてとらえる、そういう姿勢ができればなと思います。

これら、教育をしていく上で困ったことの背景にあるのは技術革新です。この技術革新の意味がうまく生徒に伝わらないと、著作権教育もうまくいかないです。かつてと比べて技術革新が社会に与える影響というのは非常に劇的に大きくなっている。これは、著作権以外の情報モラルに関しても同じことが言えると思います。

それから、著作権を理解していく上で先ほどの関係性の話をしましたけど、ものすごくいろんなところと関連性を持って、トランザクションがありますもんですから、必要な関連知識がものすごく広範囲です。私が最初に著作権のことをやり始めたころ、何を見ていかわからない。あるものを見ると次のものを調べなければいけない、非常にリンクしているので大変なんです。

例えば、禁止の教育、これをやっちゃいけません、あれをやっちゃいけませんということをやっても、社会が変わってしまうとその指導が長続きしない、応用がきかないということがありまして、やはり情報化社会を読み解く力、あるいは情報化社会の枠組みを理解したほうがかえって近道じゃないかと感じるようになりました。

それから、もう1つ学習、これは今個々に来ていらっしゃる皆さんも同じ悩みを持たれるかと思いますが、情報モラル教育の学習面での難しさですけど、モラルの話はばかにして聞いてくれないという側面があります。全校集会で集めて、著作権の話だとかそういう話をしても、モラルの臭いをかぎとってしまうとシャッターを閉めてしまって聞いてくれないという部分があります。特に高校生ぐらいになりますと、自分たちの意見というのを持っていて、なかなか難しい面があります。

そこで、事例とかあるいはトピックス、そういったものを中心に情報を提供して、本人たちにモラル教育というそういう感覚を感じさせないうちに3年間リーフレットを読ませて、最終的にモラル教育を行ったのと同じ効果を上げようというのが本校の実践の手法の開発の目的です。

それから、もちろん授業はいろんな取り組みはしたことがあります。昨年度、JASRACさんから取材をいただいたんですけど、今、iPodに課金をすべきかどうかという話がありますよね。これについて、賛成派あるいは反対派という形で議論をしたりとか、生徒たちはほんとうにいろんな意見、正直な意見を出してきます。ところが、結論を出す前にいろんな人たちの立場を最初にお話をして、その上でいろんな自分の考え方をもう一度導き出してみるという形にすると、また、違った結論が出たりします。そういう授業というのは非常に大切であるんじゃないかなと思っていますが、なかなか禁止の教育だけでは、授業だけではここに書いてある情報化社会を読み解く力の養成というのがなかなか難しい。

情報化社会を変化としてとらえる。技術革新が起きて生活が変わって、それから社会が変わって、法律が変わっていく、こういった仕組みがあるんだなということが理解できるような、そういったリーフレットの書き方をしていければなと思っています。

それから、著作権の授業を受けたり、指導を受けて生徒たちは、なるほどなどは思いません。ところが家に帰ったら、早速その晩に違法コピーをしたりしているんですね。これは、生徒だけでなく、私ども大人にもそういった心当たりはあります。どうしてなかなか遵守の行動にまで結びつかないのかなと考え、やはり著作権の意味をほんとうに理解しておかなければいけないと思います。

それで、まず、事件とか事例とかいろんなことが起きます。そのときになぜこれが起こったのと生徒たちに問いかけるクイズだとか、あるいは気づきがわかる導入のクイズみたいなものを必ずリーフレットの中には1問か2問入れています。こういうことが起こったから、次はこんなことが起きるんじゃないということが、生徒たちがイメージできるようになると、まず、第1歩です。

それから、利害関係にある多くの人の立場になって考えるということが必要です。それは、きょう講義の中で著作権者のこととか、著作隣接権者、もず先生のお話から電子機器メーカーのお話だとか、いろいろありましたけれど、それぞれのかかわり合いの中に立っている方々の考えとか、立場、なぜ、そういう発言になるのかとか、なぜ、そういう主張が出てくるのかということを考えることが必要だと思います。いろんな人の立場に立って考える、それを助けてやるようなリーフレットをつくってやるということが情報化社会のリンクといいますか、枠組みとかそういうものを理解する助けになるんじゃないかと思っています。それが進むと、なぜ、著作権というのが大切なのかというのがやっとわかって、それが行動や応用力に結びつくんじゃないかなと思っています。

今、資料の中にありますリーフレットですけれど、これは、平成14年から作り始めたんですね。それで、今当初の内容を見てみると非常に恥ずかしくて、全体もまだ完成度が低いものですので、これを全部丸々載せるのはどうかなと思いましたがけれど、また、いろんなご意見、ご指導をいただければと思います。

最初にこれをつくりましたのは、著作権あるいは著作権教育をする教材をつくってもだれも振り向いてくれなかった。著作権そのものをやっているときだけ、変わり者とかマニアやねという目で見られたんですね。今でこそブロードバンド時代を迎えて随分いろんな事件が起きたりして、初めて著作権のことをやる意味が伝わったと思います。

ところが、当初はそういった様子というのは全くなくて、新車の広告チラシをヒントにこれを一遍つくってみました。朝飯を食べながらちらちらと見る新車のチラシ、あれがヒントです。

それから、これを朝のショートホームルームの時間に全校に一遍に配ります。これを配る前に、職員全員にあらかじめ一遍配っていろいろな意見をもらった上で訂正を加えて、それで一斉に全校、全クラスに担任に配ってもらいます。この内容について、ショートコ

メントなどを加えるとより一層効果的ですが、配っていただけるだけでも私はありがたいと思っています。

このリーフレットの特徴ですけれど、授業を使わなくて済むというメリットが1つある。それと、タイムリーな指導ができるというメリットがあります。今、森進一さんの「おふくろさん」を歌うかどうかという話が解決しまして、それから、小室哲哉元プロデューサー、著作権の話が今問題になっていますけれど、この2つのテーマでも1枚のリーフレットが書けると今思っています。ですから、材料というのはそこいら中にごろごろ転がっています。

それから、もう1つ、何かが起こったときにこれで予防する、警告を発する効果があります。あと、赤い字で書いていますけれど、保護者の啓発にも今使っています。平成10年度に起きたビジネスソフトの違法コピー事件につきましては、1,000万とか2,000万というオーダーの賠償金を請求されているわけです。生徒たちは書き込みだとかも含めて、自分たちがやったことが自分でとても負いきれないものすごく大きなことが起きることがよくわかっていません。

ですから、一義的には生徒たちの携帯とかあるいはコンピューター、インターネットの使用の責任は保護者にあるんだということを、まず、保護者に伝えて、その辺の手段としてリーフレットを使っています。

それから、リーフレットの欠点というのは読まなかったら全然意味がありません。最初のころは配って、とにかく読んだら捨ててくれと生徒に言いました。そうすると、教室のごみ箱がいっぱいになったり、近くのJRの駅のごみ箱がリーフレットでいっぱいになったりということも起きたりして非常に苦労しました。生徒の興味がどこにあるかということ把握するのもすごく大変です。それから、生徒に必ず保護者に渡してくださいと言いますが、実際には保護者に3割しか届いていません。これをどうするかというのは非常に問題です。

生徒はうざったいモラルの話だとかは聞きたくはないんですけど、危険には自分は遭いたくないという気持ちがあります。ですから、そういった危険情報というのを流してやって、知らないうちに情報モラルのことも一緒に吸収できる形がいいだろうと思っています。

それから、本校の著作権教育の指導体制ですけれど、これは情報モラル教育の指導の体制の中に組み込まれています。こうすると、情報化社会と全体とのかかわり合いの中で教えることができるというメリットがあります。どういう状況になっているかというと、山口県の場合、高校は必ず情報モラルの教育の担当者を置かなければいけないということが2年前から決められていまして、私が生徒指導課の中でその任務についています。

それから、教務課では学校行事の中に組み込んでいただいています。特に予備入学で行う指導というのは非常に効果的です。それから、特活課ではロングホームルームの中の年間計画の中に入れていただいています。あと、情報モラル推進委員会という担任の集団が

ありまして、そこでいろんな研究授業をしたりという形をしています。それから、緊急対策スタッフというものをつくっています。これは、主に書き込みによる人権侵害などが起こった場合に、こういうものがありますと生徒に指導すると、逆にそれをみんな見に行ったりして2次被害が起きますので、非常に迅速な対応が必要になります。そこで、限定された人数でスタッフをつくって一気にやみに葬り去る。職員会議を経ずにやらなければいけない場合もありますから、そのような場合にはこのスタッフが動きます。今まで2回ほど動いたことがあります。

それから、予備入学のときの指導ですけれど、保護者同伴の指導というのが非常に効果的です。特に書き込みなんかの場合には、隣の北九州市で「死ね」という書き込みを書いて、女子高生が実際に死んだ事件がありました。こういったことなど、とり切れない責任をとらされる。ですから、保護者に責任がありますということを生徒の前で保護者に言います。それから、保護者の前で生徒に向かって言います。著作権の違法コピーについても大変な賠償金になりますという話を行います。全保護者が集まるチャンスというのは3年間に3回しかありません。予備入学と入学式と卒業式ですけれど、さすがに入学式と卒業式でそういうことをするわけにはいきませんから、教務課の先生に5分で済みますからとお願いして、20分ぐらいしゃべります。それをする、ものすごく後が楽になります。

それから、先ほどから申し上げていますが、保護者責任の視点に立った情報モラル教育の組み直しを行うんですが、保護者は実際には指導はできません。これはなぜかという、生徒の使用についていけないという部分があります。それで、学校は情報提供とかあるいは強力な支援体制を行っています。それにリーフレットの活用をしています。そういうふうに学校と社会の連携がない限りは、情報モラル教育というのはなかなかできないだろうと思っています。

そのほかにロングホームルームの指導では、学年別の課題がありまして、1年に関しては言えば、無知によって加害者にならないようにまず、予防教育。それから、2年になりまして危険回避の手段、3年になったら社会を読み解く力を養うという形が一応目標になっています。

それで、インターネット上でいろんなことが起きますけれど、インターネットとウェブというのはちょっと違っていて、インターネットの上で人間がいろいろリンクして人間の営みをつくるのがウェブですので、ウェブという視点に立って情報モラル教育も行わないと非常にまずいだろうと思っています。

今後の課題ですけれど、情報化社会全体を見通すというのは一教員にとっては非常に難しい問題で、ただその中で生徒たちに必要な問題はどこにあるのかとか、あるいはそれが社会に与える影響の大きさはどうなのかというマッピングと申しますか、そういうものをまず、的確にやるということ。それから、学校で教えるべきものは何なのかというのを決めるというのが、これはなかなか難しい問題であります。

最後になりますけれど、禁止の教育から情報化社会を読み解く力の養成を著作権教育と

か、あるいは情報モラル教育を切り口として行えたらいいかなというのが、私どもの実践の目標であります。

以上で発表を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会】 保田先生、ありがとうございました。

それでは大和様から講評をお願いいたします。

【大和】 保田先生、どうもありがとうございました。

フロアの皆さん方もこの資料をごらんいただいて、これは感服するしかないわけですが、冒頭にありましたように、著作権教育はいかにタイミングよく行うか、それから、情報化社会をいかに読み解くか、それから、保護者の理解と協力をいかに得るか、そういった3つの視点からリーフレットを使って、小学校、中学校と高校生というのは発達段階がかなり違いますから、生徒の実態、彼らにぴんときやすいようなアプローチをされた実践報告だったと思います。

1つ先生にお伺いしたいのは、ショートホームルームの中でこのリーフレットを配付したということなんで、校内全クラス一斉にということですよ。

【保田】 はい、そうです。

【大和】 そうなると、先生方の中にも知識の濃淡とか得手、不得手みたいなのがあったんだろうと思いますけど、その辺は校内でどう足並みをそろえたというのか、ご苦労があったのか聞かせていただけるとありがたいんですが。

【保田】 平成12年にこの取り組みを始めたんですけど、最初のころは全く興味を持っていただけなかったというのが正直なところです。それでも、くじけずにずっとやっているうちにいろんな事件が起こったりして、そのときには前は読まなかったんですけど、今回だけは読もうという先生方とかもいらっしやって、少しずつそういった知識が積み重なっていくにしたがって、だんだんいろんな協力を得ていただけるようになって、今は逆に感謝をされています。

【大和】 今のお話にもありましたように、少しずつの積み重ねというのは心理的に圧迫感がないので、気軽に、まずは配るところからだけでも始めてもらおうと。これは、ペーパー1枚ですね、ですから、時間があればさらっと読めますし、その積み重ねでだんだんそういうモラルというか、感覚が積み重なってきたんだろうと思います。この中身を先生方がごらんになってもわかるように、身近な事件とかを取り上げながら、週刊誌を読む感じで読める編集になっています。もちろん、こういうものをつくること自体、ペーパー1枚なんですけども、大変なご苦労があったかなと思いますし、だれでもできることじゃないと思いますけども、そういうどなたか1人がリーダーシップをとって小さなことの積み重ねによって浸透していく1つの成果だろうと思います。こういった長年の取り組みに対しては敬意を表したいと思います。

それから、もう1つ、先ほどレジュメの中でもあったのは、高校生に対する著作権教育の特徴なのかもしれませんが、生徒に対して自分の行為が社会に与える影響の大きさに

気づかせる。きれいごと、建前だけの指導じゃなくて、どれだけリアリティーを持って感じさせるかという指導に苦勞されたんだろうなと思います。非常に貴重な実践報告をありがとうございました。参考になりました。(拍手)